

# 無担保住宅ローン

2023年4月3日現在

1. 商品名	・無担保住宅ローン…しんきん保証基金
2. ご利用いただける方	(1) 当金庫の営業地区内にお住まいの方、又は営業地区内の事業所に勤務している方 (2) 年齢が満20歳以上で、安定継続した収入のある方 (3) しんきん保証基金の保証を受けられる方 (4) 本件を含むご融資金額が700万円を超える場合、当金庫の会員である方 ※上記(1)～(4)の全てを満たす方がご利用できます。
3. ご利用期間	・3カ月以上20年以内
4. ご利用金額	・1,000万円以内(1万円単位) ・本件を含むしんきん保証基金保証付消費者ローンの合計金額が3,000万円以内
5. お使いみち	申込人が居住(居住予定を含む)し、申込人もしくはその家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる資金。 (1) 自宅の購入資金(新築・中古)、建替資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ①上記(1)に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可能です。(但し、(1)と合せた申込みで、その購入資金が100万円以内) ②土地のみの購入資金は、隣地購入・底地購入が対象となります。 ③上記(1)にかかる住宅ローンの不足資金は対象外です。 ※申込日時点で、支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可。 (2) お申込人ご本人が(1)を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借入れたローン(無担保)の借換え資金(借換に伴う繰上完済手数料を含む) ※借換直前3ヶ月の約定返済に3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限ります。 <b>【申込時点における対象となる物件の条件】</b> お申込人またはその家族が所有(共有を含む)する自宅で抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの。 ※下記のは、各種(仮)登記から除きます。 ・当金庫融資(事業資金・住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権。 ・本件の借換えて抹消となる他金融機関の住宅ローンにかかる抵当権及び根抵当権。 ・資金用途がリフォーム(増改築・修繕)資金またはリフォーム(増改築・修繕)の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権。
6. ご融資利率	当金庫所定の利率とさせていただきます。 (1) 無担保住宅ローン変動金利型：当金庫所定の住宅ローンプライムレート+保証料)年0.68%を適用いたします。(保証料が上乘せとなります) ・ご融資利率は、毎年4月、10月の1日に適用利率を見直し、6月、12月の約定日の翌日より適用いたします。 (2) 無担保住宅ローン固定金利型：当金庫所定の住宅ローン特約期間金利+保証料年0.68%を基準として、お取扱期間ごとに定める金利を適用いたします(保証料が上乘せとなります) ・固定金利特約期間終了後は、当金庫所定の固定金利特約型または変動金利型の住宅ローン金利を選択いただけます。 お申出がない場合、上記金庫所定の変動金利型にてお取り扱いします。

	<p>・固定金利特約型ご選択された場合は、1回につき当金庫所定の手数料が必要となります。</p> <p>※実際のお借入金利は、お申し込み時点の金利ではなく融資実行日の金利が適用されます。</p>										
7. ご返済方法	<p>(1) 証書貸付（元金均等毎月返済、または元利均等毎月返済のいずれかとします）</p> <p>(2) 「5. お使いみち」(1) の場合のみ、元金返済据置期間は6ヶ月以内</p> <p>(3) ボーナス併用による返済も可能です。ただし、ご融資金額の50%以内です。</p>										
8. 必要書類	<p>(1) 本人確認書 運転免許証（表裏） 運転免許証を取得されていない方は次のいずれか ① 個人番号カード（表面）②パスポート（2020年2月3日以前に交付したもの）③顔写真付住民基本台帳カード（表裏）④運転経歴証明書（表裏） ⑤上記①②③④をお持ちでない方は健康保険証等 ⑤の場合には、住民票抄本や公共料金の領収書のご提示が必要です。</p> <p>(2) 年収確認書類 公的所得証明、源泉徴収票、確定申告書控、年金裁定（改定）通知書または前年受取額を証する書類。</p> <p>(3) お使いみちの確認書類（振込依頼書等）等。</p> <p>(4) お使いみちごとに定める対象物件の不動産登記簿謄本または全部事項証明書（お申込時点で発行日から3ヶ月以内のもの）</p> <table border="1" data-bbox="475 860 1445 1050"> <thead> <tr> <th>お使いみち</th> <th>徴求対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産の購入資金</td> <td>購入する全ての土地・建物</td> </tr> <tr> <td>新築資金、建て替え資金</td> <td>建築する建物の敷地となる土地</td> </tr> <tr> <td>リフォーム資金</td> <td>リフォーム対象となる建物</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンの借換え資金</td> <td>借換え対象となる全ての土地・建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>※隣地購入、底地購入は、購入する全ての土地と自宅建物が必要となります。 ※新築マンションは不要です。（築1年以内であり、かつ、今までに未入居の物件となります）</p> <p>・住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳が必要となります。 *上記以外にも、必要に応じてご準備いただく資料等がございます。</p>	お使いみち	徴求対象物件	不動産の購入資金	購入する全ての土地・建物	新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地	リフォーム資金	リフォーム対象となる建物	住宅ローンの借換え資金	借換え対象となる全ての土地・建物
お使いみち	徴求対象物件										
不動産の購入資金	購入する全ての土地・建物										
新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地										
リフォーム資金	リフォーム対象となる建物										
住宅ローンの借換え資金	借換え対象となる全ての土地・建物										
9. 事務手数料	<p>・不要です。</p>										
10. 保証料	<p>・年0.68%（保証料のお支払い方法は、毎月の返済元利金に上乗せいたします）</p>										
11. 保証人	<p>・しんきん保証基金をご利用いただきますので、保証人は不要です。</p>										
12. 担保	<p>・不要です。</p>										
13. その他	<p>(1) ご融資金は、原則として購入先等へのお振込みが条件となります。</p> <p>(2) ローンの詳細内容、またはご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合わせください。</p> <p>(3) ご融資金の一部繰上げ返済、全額返済やご返済条件等を変更される場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。</p> <p>(4) ご利用に際してはお申込後審査をさせていただきます。 しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(5) 本商品は、団体信用生命保険が付保されておりません。 ご希望の方は、窓口へお問い合わせください。</p>										
14. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b>：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b>：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますの</p>										

	<p>で、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）がございます。</p> <p>ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------